

仙北市角館伝統的建造物群保存地区路上喫煙の禁止等に関する条例

平成19年第3回仙北市6月定例議会において可決、6月28日公布

10月1日(月)施行

伝建群(武家屋敷通り)地内の路上は禁煙、
そしてゴミのポイ捨ても禁止です!

【条例制定の目的】

仙北市角館伝統的建造物群保存地区の歴史的価値と、全国に例を見ない独自の景観を保存し後世に伝えることと、そこに暮らす人々が安全で安心な暮らしやすい生活環境を確保することを目的としています。

この地区は、木造建築物と樹木など火災には大変弱い地区であることからタバコの投げ捨てによる不慮の災害の危険性も極めて高いところといえます。

また、ここに住む人たちは毎日の清掃を欠くことなく、きれいな環境保全に努めている中、心ない人たちによりゴミのポイ捨てなど環境を害する行為も多く見られます。これら、火災を誘引する行為や環境悪化を招く行為に対し、市・住民等・事業者それぞれが果たす役割を担い、全体が協力し合い、改善に向けた活動を行うものであります。

【条例制定の目的】

- ・伝建群地内の路上、公園、広場や公開の武家屋敷敷地内、その他公共の場所での喫煙を禁止。
- ・伝建群地内のゴミや空き缶などのポイ捨てを禁止。
- ・伝建群地内の事業者及び土地所有者は、ゴミの散乱や環境を損なう状況にならないよう、自らその対応に努めるものとする。

【それぞれの責務】

市の責務	<ul style="list-style-type: none">○路上喫煙、ポイ捨て、ゴミの散乱等防止に関する施策の実施○路上喫煙、ポイ捨て、ゴミの散乱等防止に関する住民等・事業者への意識の啓発と活動の支援
住民等の責務	<ul style="list-style-type: none">○路上喫煙、ポイ捨て、ゴミの散乱等の禁止について意識の醸成を図り、清掃活動の充実を目指す○市が実施する施策に協力し、美しい環境創りに努める
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none">○事業活動を行う周辺を清掃し、清潔を保持する○ゴミの散乱となる恐れのある物の販売に関し、消費者に対する啓発○自動販売機の設置者は、空き缶等の回収容器を設置し清潔に管理する
土地所有者の責務	<ul style="list-style-type: none">○市が実施する施策に協力し、美しい環境創りに努める○自己の管理に於いて、土地・建物及び周辺を清潔な環境に保つ○市が実施する施策に協力し、美しい環境創りに努める

*路上喫煙とは、公共の場所において喫煙することをいいます。

